

製本職種(製本作業)

<p>作業の定義</p>	<p>製本用材料として印刷された定期出版印刷物、不定期出版印刷物、宣伝用印刷物、業務用印刷物、事務用品印刷物、その他の出版印刷物、その他の商業印刷物、表紙、カバー及び扉等及び製本に必要な材料等を使用して製本する作業をいう。</p>		
<p>必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う作業)</p>	<p>第1号技能実習</p> <p>(1)製本作業 ①員数調べ作業 ②突き揃え作業 ③丁合い作業 ④綴じ作業</p>	<p>第2号技能実習</p> <p>(1)製本作業 ①員数調べ作業 ②突き揃え作業 ③丁合い作業 ④綴じ作業</p>	<p>第3号技能実習</p> <p>(1)製本作業 ①断裁作業(※) ②員数調べ作業 ③突き揃え作業 ④紙折り作業 ⑤丁合い作業 ⑥綴じ作業(無線綴じ作業又は中綴じ等作業) ⑦穴あけ作業</p> <p>※断裁機に係る特別教育修了証が必要である</p>
	<p>(2)安全衛生作業</p> <p>①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③製本職種に必要な整理整頓作業 ④製本職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: center;">}</p> <p style="text-align: center;">※</p>		
<p>関連業務、周辺業務(上記必須業務に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連作業 ①箔押し作業 ②製本機械の点検・保守・管理作業 ③工数見積り作業</p> <p>(2)周辺作業 ①製版作業 ②印刷作業 ③製本材料及び製品の構内運搬作業 ④梱包・出荷作業 ⑤紙器・段ボール箱製造作業 ⑥環境保護(リサイクル)に関する作業</p> <p>(3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ</p>		
<p>使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①接着用材料(一つ以上必ず使用すること。)</p> <p>1.でんぶん糊(のり) 2.にかわ 3.化学糊(のり)(ホットメルト、PUR)</p> <p>②綴じ用材料(一つ以上必ず使用すること。)</p> <p>1.糸 2.針金 3.背貼紙 4.寒冷紗(かんれいしゃ)</p> <p>③装丁(表装)用材料(必要に応じて使用すること。)</p> <p>1.皮革 2.クロス 3.板紙</p> <p>④化粧用材料(必要に応じて使用すること。)</p> <p>1.花布(はなぎれ) 2.しおり 3.金属箔 4.色箔</p> <p>⑤製本用材料 次の印刷物のうち一つ以上必ず使用すること。</p> <p>1)出版印刷物 1.定期出版印刷物 1.1雑誌用印刷物(週刊誌用印刷物、隔週刊誌用印刷物、旬刊誌用印刷物、月刊誌用印刷物、隔月刊誌用印刷物、季刊誌用印刷物、その他の雑誌用印刷物) 1.2その他の定期出版印刷物(官広報用印刷物、広報用誌印刷物、他に分類されない定期出版印刷物)</p> <p>2.不定期出版印刷物 2.1書籍用印刷物(単行本用印刷物、全集用印刷物、事辞典用印刷物、百科事典用印刷物、美術書用印刷物、年鑑用印刷物、文庫・新書本用印刷物) 2.2教科書用印刷物 2.3パンフレット(48ページ以下のもの) 2.4地図用印刷物 2.5楽譜用印刷物 2.6学習参考書用印刷物 2.7ドリル用印刷物 2.8その他の不定期出版印刷物</p> <p>3.その他の出版印刷物 3.1電話帳用印刷物 3.2自費出版印刷物 3.3手帳(ダイアリーを含む。) 3.4他に分類されない出版印刷物</p> <p>2)商業印刷物 1.宣伝用印刷物 1.1パンフレット(ちらし、PR誌紙) 1.2カタログ 1.3POP 1.4カレンダー 1.5包装紙及びショッピングバッグ 1.6シール及びラベル 1.7その他の宣伝用印刷物(グリーティングカード、絵はがき、他に分類されない宣伝用印刷物)</p> <p>2.業務用印刷物 2.1記念誌紙(社史、年史) 2.2報告書(議事録、営業報告書、その他の報告書)</p>		

<p>使用する素材 (材料)(該当するものを選択すること。)</p>	<p>2.3名簿 2.4使用書(能書き、マニュアル、料金表、料率表) 2.5社内報 2.6その他の業務用印刷物 3.事務用印刷物(個々の官庁、社会その他各種経営体で用いる諸様式で、注文生産のもの。但し、既製印刷物は除く。) 3.1ビジネスフォーム印刷物(連続伝票、その他のビジネスフォーム印刷物) 3.2事務用品印刷物(社交用印刷物、その他の事務用印刷物) 4.その他の商業印刷物</p>																				
<p>使用する機械、 設備、器具等 (該当するもの を選択すること。)</p>	<p>①機械、設備等(二つ以上必ず使用すること。)</p> <table border="0"> <tr> <td>1.断裁機(特別教育が必要)</td> <td>11.表紙貼機</td> </tr> <tr> <td>2.紙揃機</td> <td>12.箔押機</td> </tr> <tr> <td>3.紙折り機</td> <td>13.切取りミシン機</td> </tr> <tr> <td>4.糸かがり機</td> <td>14.背巻機</td> </tr> <tr> <td>5.丁合機</td> <td>15.リング製本機(マーブル巻)</td> </tr> <tr> <td>6.上製ライン</td> <td>16.角丸(かどまる)機、角切(かどぎり)機</td> </tr> <tr> <td>7.無線綴じ機</td> <td>17.計数機(員数機)</td> </tr> <tr> <td>8.貼込機</td> <td>18.焼付け機</td> </tr> <tr> <td>9.針金綴じ機</td> <td>19.その他製本に使用する機械</td> </tr> <tr> <td>10.ドリルせん孔機</td> <td>20.作業台</td> </tr> </table> <p>②器具等(一つ以上必ず使用すること。)</p> <p>1.革剥き(かわすき) 2.折りべら 3.丁合台 4.目打ち 5.刷毛(はけ) 6.こつ(椀・桜などの堅い木でつくった定規で、本の丸味を出すときに用いる。) 7.銀杏(いちょう) 8.各種スケール 9.指サック 10.ウェス 11.丁合用紙ばさみ 12.ホチキス(ホチキス針を含む。) 13.その他製本用器具類</p>	1.断裁機(特別教育が必要)	11.表紙貼機	2.紙揃機	12.箔押機	3.紙折り機	13.切取りミシン機	4.糸かがり機	14.背巻機	5.丁合機	15.リング製本機(マーブル巻)	6.上製ライン	16.角丸(かどまる)機、角切(かどぎり)機	7.無線綴じ機	17.計数機(員数機)	8.貼込機	18.焼付け機	9.針金綴じ機	19.その他製本に使用する機械	10.ドリルせん孔機	20.作業台
1.断裁機(特別教育が必要)	11.表紙貼機																				
2.紙揃機	12.箔押機																				
3.紙折り機	13.切取りミシン機																				
4.糸かがり機	14.背巻機																				
5.丁合機	15.リング製本機(マーブル巻)																				
6.上製ライン	16.角丸(かどまる)機、角切(かどぎり)機																				
7.無線綴じ機	17.計数機(員数機)																				
8.貼込機	18.焼付け機																				
9.針金綴じ機	19.その他製本に使用する機械																				
10.ドリルせん孔機	20.作業台																				
<p>製品の例</p>	<p>1.平綴製本による書籍 2.無線綴製本による書籍 3.アジロ綴製本による書籍 4.平綴製本による雑誌 5.無線綴製本による雑誌 6.糸かがり製本による雑誌 7.麻綴製本による雑誌 8.テープ綴製本による雑誌 9.中綴製本による雑誌 10.単式伝票製本による商業印刷物 11.複式伝票製本による商業印刷物 12.中綴及び平綴製本による商業印刷物</p>																				
<p>移行対象職種・ 作業とはならない 作業例</p>	<p>1.工業包装作業 2.上記の関連作業及び周辺作業のみの場合</p>																				